

『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1. 基金の概要（平成20年度）

基金の名称	漁業経営安定対策基金
法人名	全国漁業共済組合連合会
基金額（国庫補助金等相当額）	3,002百万円（3,002百万円）（平成21年3月31日現在）
基金事業の概要	○ 効率的かつ安定的な漁業経営を実現するために積極的かつ計画的に経営改善に取り組む経営体を対象に、現行の漁業共済制度の経営安定機能に上乗せした形で、収入の変動による漁業経営への影響を緩和し、その経営改善を支える「漁業経営安定対策」を実施する。

2. 見直し結果（平成20年度）

項目	講ずる措置	
実施した見直しの概要 （平成20年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等（※1））	○ 今後とも基金基準に適合するよう指導監督を実施	
基金事業を終了する時期	○ 平成24年度までに事業を終了する。	
次回の見直し時期	○ 次回見直しは平成23年度までに実施する。	
基金事業の目標	○ 本事業の他、様々な施策を講じることにより、「効率的かつ安定的な経営体」を現在の1.5万人から平成29年度において2.5万人にする。	
目標達成度の評価	—	
基金の保有割合	○ 平成20年度新規設置の基金であるため、平成20年度末において基金の保有割合を算出する予定である。	
基金の保有割合の算出	—	
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果（※2）	使用見込みの低い基金等の該当の有無	無
	〔有の場合〕該当する理由	
	—	
（使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の結果）		
—		
その他	—	

（※1）「補助金等の交付により造成した基金の見直しについて」（平成20年12月24日行政改革推進本部決定）

（※2）「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）」の3（4）エに基づき検討した結果は、「使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果」欄に記載する。